

【解説】

今月号「**カシューナッツ、アレルギー表示義務化**」は、特定原材料（食物アレルギー物質）表示の改正についてお知らせするものです。

令和8年4月1日、特定原材料として新たにカシューナッツが追加されました。

これにより、「小麦」や「卵」と同様に、食物アレルギーとしての表示が義務となります。

ただし、事業者が包装資材を新しいものに切り替えるまでに2年間の猶予期間が与えられています。

2028年3月31日までは旧制度のラベルで製造できるため、カシューナッツが使用されているかどうかは**原材料欄すべてをしっかりとチェック**しましょう。

また、**ピスタチオ**についても新たに食物アレルギーの**表示が推奨**されることになりました。

一般社団法人日本アレルギー学会によると、**乳幼児の5～10%は何らかの食物アレルギーを持つ**とのこと。

他人事と思わず、今回の改正を機に、特定原材料の表示について確認し、適切に対応しましょう。

【参考リンク】

[食物アレルギー表示に関する情報 | 消費者庁](#)

アレルギー表示はこちら

[外食・中食での食物アレルギーについて | 消費者庁](#)

食物アレルギー患者のかたとそのご家族や、外食・中食の経営者と従業員がそれぞれの視点から食物アレルギーのリスクの回避を学べる動画シリーズ。

[アレルギーポータル | 一般社団法人日本アレルギー学会](#)

厚生労働省のアレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針に基づいた情報発信を行うサイト。食物アレルギーだけでなく、ぜん息や花粉症など様々なアレルギーに関する情報を掲載。